



Title	個人所得課税の構造
Author(s)	小山, 光一; KOYAMA, Koichi
Citation	経済學研究, 53(2), 35-57
Issue Date	2003-09-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/6012
Type	departmental bulletin paper
File Information	53(2)_p35-57.pdf



個人所得課税の構造

小 山 光 一

1. 序論

戦後の日本において、所得税（正確には、個人所得課税）は法人税とともに租税の中心の位置を占めてきた。昭和40年頃まで、高度経済成長を背景に税収は大きく増加したため、政府は公債に頼らずに政府支出を賄うことができた。しかし、昭和48年の第1次オイル・ショック以降、財政赤字は増加し、公債の累積という問題が生じてきた。

注意すべき点は、この動きの背後で、所得税の制度が徐々に変質してきたことである。租税政策の観点から、所得税の中に新たな控除が創設されるとともに、各種の税制上の優遇措置がとられてきた。また、サラリーマンと個人事業者の間の公平性の観点から、給与所得控除の拡大、白色申告の専従者控除の創設とその引き上げ、青色申告の専従者給与の創設などが行われてきた。このような制度の変更は、所得税を変質させ、税収の調達能力を著しく低下させてきた。この結果、政府は十分な税収が期待できなくなり、赤字財政は経常的に生じる事態に陥ってきたのである。

問題は、現行の所得税の下で何が生じているのかである。まず観察できる現象は、税収の調達能力が非常に低下しているということである。また、サラリーマンからみれば、自営業とサラリーマンの間で税負担の不公平が存在するということである。この税負担の不公平が、税に対する不満を生み、税に対する信頼を失わせている。この結果、所得税の増税に対して、国民は不公平が拡大するという理由で反対する。現行

の制度のまま所得税の増税は非常に難しい状況に陥っていると思われる。

わが国の所得税は、大きな制度的欠陥を有していることを認識する必要がある。この欠陥により、税収は十分に確保できず、納税者間の税負担の不公平は増大している。所得税の制度的欠陥は何であるのかをみつけ、その制度の下でどのようなメカニズムが生じているのかを解明していくことが求められているのである。

本稿では、制度分析の観点から所得税の構造を分析し、この問題に取り組んでいる。所得税の制度を考察し、この制度の下で生じているメカニズムを分析している。所得税において観察される現象は、経済主体の合理的な行動の結果であり、「制度の下での均衡」として捉えることができることを示す。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、わが国の所得税の特徴をシャープ税制やアメリカの所得税と比較しながら検討する。また、事業者の所得税の税収が低い原因は、事業者に対する所得税の欠陥にあることを指摘する。第3節では、わが国の現行の所得税の構造を再検討する。第4節では、所得税の制度分析によって以下の2点を明らかにする。第1に、「法人成り」は事業者のどのような合理的な選択の結果として生じるのかを解明する。「法人成り」は「制度の下での均衡」として生じることを示し、給与所得控除や所得控除などの変更が、どのように「法人成り」や税収に影響を及ぼすのかを明らかにする。第2に、「制度の下での均衡」として、サラリーマンと個人事業者の限界税率が広い範囲にわたってほぼ同じになっているこ

とを示す。これは、税負担の公平を重視する政策当局によって生みだされた「制度の下での均衡」として位置づけることができる。この均衡が所得税の空洞化を生じさせるとともに、所得再分配機能を低下させていることを明らかにする。第5節と第6節では、それぞれ現在の所得税の税制改革と税務行政に対し批判的検討をおこなう。

2. わが国の所得税の問題点

この節では、わが国の所得税の特徴を検討し、所得税制の制度的な問題点を概観する。

低い租税負担率と税の空洞化

まず、認識すべき点は、日本の租税負担率は国際的に極めて低いということである。租税負担率の国際比較をみたものが表1である。所得税に限定した租税負担率をみても、日本の負担率は、消費税が15%程度のイギリスやドイツなどと比較しても低い状況にある。この結果から、たとえ今後わが国が消費税の税率を15%程度に引き上げたとしても、所得税の税負担を現在よりも高くしていく必要があると考えられる。

表1 租税負担率・国民負担率（対国民所得比）の国際比較

	カナダ	イタリア	フランス	イギリス	ドイツ	アメリカ	日本
租税負担率	46.4%	42.8%	40.6%	40.0%	31.0%	26.5%	22.9%
内 訳	国 税	22.2%	37.2%	34.2%	38.0%	15.7%	13.4%
	所得税 (国税・地方税)	20.9%	15.7%	11.2%	13.9%	12.8%	6.8%
	所得税 (国税のみ)	13.1%	15.4%	11.2%	13.9%	10.2%	4.3%
国民負担率	54.5%	60.5%	66.1%	50.0%	56.7%	35.9%	38.3%

(注) 日本は平成14年度、諸外国は1999年（但し、カナダの国民負担率は1998年、アメリカの国民負担率は1997年）。

(出所) 『税制調査会資料』

また、所得税の問題として、多くの人が税を全く納めていないという税の空洞化が挙げられる。まず、就業者のうち所得税を納税している割合をみてみよう。『税制調査会資料』によると、2000年現在、就業者6,446万人のうち所得税の納税者は約4,773万人で、就業者に占める納税者の割合は74%程度である。つまり、就業者のうち4人に1人は税金を納めていないのである。

次に、民間給与の状況をみてみる。『税務統計から見た民間給与の実態』によると、平成12年現在、給与所得者数は4,494万人で、そのうち納税者が3,887万人、残りの607万人は非納税者である。給与所得者に占める非納税者の割合は13.5%である。このような税の空洞

化の主な原因は、所得税の制度的な欠陥にあると考えられる。

制度の比較

では、所得税の制度的欠陥とはどのようなものであろうか。この点を解明するため、まず、現在の日本の所得税はどのような制度的な特徴をもっているのかを、シャープ税制および現在のアメリカの税制と比較しながら検討しよう。

わが国において戦後、所得税中心の租税制度の基礎を築いたのはシャープ勧告(Shoup Mission (1949)を参照)である。いま、シャープ税制における各種の控除と税率を順番にみてみよう。

(a) 控除として、基本的に、給与所得控除(当時は、勤労控除)、基礎控除および扶養控除

の3つのみが存在する。このうち給与所得控除の控除率は15%で、控除対象となる給与の上限は低く設定されている。このため、給与収入からこれらの控除を差し引いた課税所得は、比較的大きな金額になる。

(b) 税率構造をみてみると、8段階で構成され、最低税率は20%、最高税率は55%である。(文末の資料参照) わが国の現在の最低税率が10%なので、シャープ税制における税率は比較的高いと言える。

以上の(a)と(b)より、現在の日本の制度と比較すると、シャープ税制の方が課税ベースが広く、税率が高いことがわかる。

次に、2002年のアメリカの所得税(personal income taxation)の構造をみてみよう。まず、税率構造は、最低10%から最高38.6%の6段階である。税率表は1つではなく、独身者、世帯主、夫婦合算申告者、および夫婦個別申告者の4つのタイプに応じて異なっている。この場合、税率表の相違点は、各税率に対応する課税所得の範囲である。文末の参考資料における税率表は、世帯主の場合である。

次に、基本的な控除として主に以下の2つがある。

① 所得控除

所得控除として、標準控除(standard deductions)と実額控除(itemized deduction)の二つが存在し、納税者はこのうちいずれか有利な方を選択できる。標準控除の場合、控除額は定額(例えば、世帯主の場合6,900ドル)である。実額控除を選択すると、実際にかかった金額を控除できる。実額控除の項目の中に、医療費控除や寄付金などが含まれている。

② 人的控除(exemption)

扶養者一人当たり一定の金額(3,000ドル)を控除できる。扶養者の中に自分自身を含めて計算する。

以上のほかに、扶養家族税額控除(Child tax credit)がある。これは、納税者が扶養する17歳未満の子供一人当たりについて一定額

(600ドル)の税額控除を認めるものである。

いま、具体的にアメリカの所得税の税額を計算してみよう。夫婦と子供2人(ともに17歳未満)で、妻は専業主婦の場合を考えてみよう。夫の給与収入は7万ドルとする。この場合、①の所得控除は標準控除(6,900ドル)を利用するとし、②の人的控除は4人分で12,000ドルである。課税所得は、7万ドルから所得控除6,900ドルと人的控除12,000ドルを控除した51,100ドルである。このとき、税率表から税額は8,803ドルになる。(文末の参考資料参照)ここから扶養家族税額控除1,200ドル(2人分)を控除すると、納税額は7,603ドルとなる。納税額を給与収入で割ると、実効税率は10.9%となる。

これに対して、同じ世帯について日本の所得税の税額を求めてみよう。1ドル=120円とし、給与収入が840万円の場合を考える。この場合、給与所得控除は204万円、人的控除は152万円であるが、いま社会保険料を給与収入の10%の84万円としよう。このとき、給与収入からこれらの控除を差し引いた課税所得は400万円で、税額は47万円である。(税率表については表11を参照)税額を給与収入で割った実行税率は5.6%である。

以上のアメリカと日本の税額の比較を行ってみよう。明らかに、日本の所得税の税額は低く、アメリカの税額は日本の2倍程度である。両者を比較すると、以下の点を指摘できる。

(i) 日本の場合、給与所得控除が極めて大きい。アメリカの標準控除6,900ドル(日本円で82万8,000円)に対して、日本の給与所得控除は204万円で、アメリカの2.5倍である。

(ii) まず人的控除は、日本とアメリカでほぼ同じ金額である。次に、公的年金等の社会保険料の扱いが日本とアメリカで異なる。日本では所得控除の中で社会保険料が控除できるが、アメリカでは控除できず課税対象となる。従って、日本では社会保険料の分だけ課税ベースが小さくなる。以上の(i)と(ii)の結果、日本の課税ベースはアメリカよりも小さくなることがわかる。

表2 日本における給与所得者数と給与総額の分布

給与階級	給与所得者数 構成比 (%)	給与総額 構成比 (%)
100万円以下	6.6	0.2
100万円超 200万円以下	11.8	3.0
200万円超 300万円以下	15.2	8.1
300万円超 400万円以下	17.4	13.1
400万円超 500万円以下	14.8	14.4
500万円超 600万円以下	10.7	12.8
600万円超 700万円以下	7.2	10.3
700万円超 800万円以下	5.1	8.7
800万円超 900万円以下	3.5	6.9
900万円超 1,000万円以下	2.3	5.0
1,000万円超 1,500万円以下	4.2	11.5
1,500万円超 2,000万円以下	0.9	3.6
2,000万円超 2,500万円以下	0.2	1.0
2,500万円超	0.2	1.7
合計	100.0	100.0

(出所) 国税庁『税務統計で見た民間給与の実態』(平成12年分)

表3 アメリカにおける給与所得者数と給与総額の分布

給与階級	給与所得者数 構成比 (%)	給与総額 構成比 (%)
1万ドル以下	19.7	2.7
1万ドル超 2万ドル以下	18.1	6.6
2万ドル超 3万ドル以下	14.8	8.9
3万ドル超 4万ドル以下	10.9	9.1
4万ドル超 5万ドル以下	8.2	8.7
5万ドル超 6万ドル以下	6.7	8.7
6万ドル超 7万ドル以下	5.2	7.8
7万ドル超 8万ドル以下	3.7	6.4
8万ドル超 9万ドル以下	2.9	5.5
9万ドル超 10万ドル以下	2.0	4.2
10万ドル超 12.5万ドル以下	3.0	7.4
12.5万ドル超 15万ドル以下	1.5	4.2
15万ドル超 17.5万ドル以下	0.8	2.7
17.5万ドル超 20万ドル以下	0.5	1.8
20万ドル超 30万ドル以下	1.0	4.3
30万ドル超 40万ドル以下	0.3	2.1
40万ドル超 50万ドル以下	0.2	1.2
50万ドル超 100万ドル以下	0.3	2.7
100万ドル超	0.2	5.0
合計	100.0	100.0

(出所) Internal Revenue Service, *Individual Income Tax Returns* 1999

次に、税率について以下の点が指摘できる。

(iii) 日本とアメリカの税率表を比較してみる。最低税率は10%で同じであるが、この税率が適用される範囲は、アメリカの場合10,000ドル(日本円で120万円)以下の所得の部分だけであるのに対し、日本の場合は330万円以下の部分である。日本の場合、最低税率10%を非常に広い所得の範囲にわたって設定していることがわかる。

表2と表3は、それぞれ日本とアメリカにおける給与所得者数と給与総額の分布を示したものである。給与所得者数の分布は、日本とアメリカの間でそれほど大きな相違はないが、アメリカでは給与総額の分布が高所得層に偏っているのが興味深い。これらの分布を税率表と比較して検討すると、以下の点が指摘できる。

(iv) 日本の場合、給与所得控除を考慮すると、給与所得者のうち限界税率が10%以下の人の割合は少なくとも75%程度である。わが国においては、10%の税率が言わば「基準税率」の形になっている。アメリカの場合、最低税率10%の適用を受けている人の割合は多くても50%程度である。

(v) 給与収入の大きさに応じて2つのケースに分けられる。まず、第1のケースは、給与収入が3万ドル程度以上で12万ドル程度以下の範囲の場合である。この場合、アメリカの税率は日本よりも5%程度高いことがわかる。例えば上記の例では、アメリカの場合、課税所得は51,100ドルなので限界税率は27%であるのに対し、日本の場合は課税所得が400万円で限界税率は20%である。従って、限界税率はアメリカの方が日本よりも7%高い。次に、第2のケースは、給与収入が約3万ドル以下の低所得層、および12万ドル以上の高所得層の場合である。これらの場合、日本とアメリカで税率について大きな相違はない。

以上から日本の場合、課税ベースが狭く、

税率は比較的低いことがわかる。この結果、税の徴収能力は著しく低下している。

日本において、税収の調達能力を回復する1つの方法として、最低税率（10%）の適用範囲を縮小し、課税所得の非常に広い範囲にわたって、15%～20%程度の限界税率を課すことが考えられる。

個人事業者に対する課税の問題

次に、事業者に対する所得税制をとりあげ、所得税の制度的な問題点を検討しよう。事業者の場合、シャープ税制以後、税負担を軽減するいくつかの仕組みが導入されてきた。特に、青色申告の個人事業者には専従者給与が認められ、家族の事業専従者に対する給与は必要経費に算入することができるようになった。この専従者給与には、サラリーマンと同じ給与所得控除な

どが適用されるので、事業者は事業所得を分割することによって累進税率を回避できる仕組みになっている。

さらに、事業者は「法人成り」をすれば、事業所得の一部を自分自身の給与として受け取ることができる。この場合、法人事業者は所得をさらに分割できるだけでなく、自らの給与には給与所得控除が適用されるため、税負担は大幅に低下する。

表4は、給与所得者と事業所得者の納税額と納税者数を比較したものである。事業所得のうち、弁護士や芸能人などの「その他の事業所得」の税額は比較的高いものの、営業所得の税収はわずか2,800億円にすぎない。事業者の場合、クロヨン問題ばかりでなく、専従者給与の必要経費算入や「法人成り」によって税負担が軽減できる仕組みになっているのである。

表4 給与所得者と事業所得者の納税額（平成12年）

	給与所得者	事業所得者		
		営業所得	農業所得	その他事業所得
所得税額 a	91,754 億円	2,800 億円	214 億円	5,036 億円
納税者数 b	3,887 万人	164 万人	13 万人	45 万人
1人当たり納税額 a/b	23.6 万円	17.1 万円	16.5 万円	111.9 万円

（注）下記の標本調査の数値であり、給与所得者の確定申告による調整は考慮していない。

（出所）国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』と『税務統計から見た申告所得税の実態』

税の空洞化を回避し、望ましい所得税を構築するには、現行制度を分析し、現行制度の下で経済主体の合理的な選択の結果生じているメカニズムを解明する必要がある。以下では、所得税の構造を再検討し、制度分析の観点から「制度の下での均衡」を解明していく。

3. 所得税の構造

3.1 所得税の枠組み

まず、所得税の納税額は、以下の式で求めることができる。

$$\text{納税額} = [\text{所得} - \text{所得控除}] \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

所得は10種類存在し、大きく総合課税と分離課税の対象になるグループに分けられる。図1は、この分類を示している。総合課税とは、このグループにある所得を合計した金額に累進税率を適用するものである。これに対し分離課税では、他の所得と分離して、1つの所得に対し特定の方法で課税する。

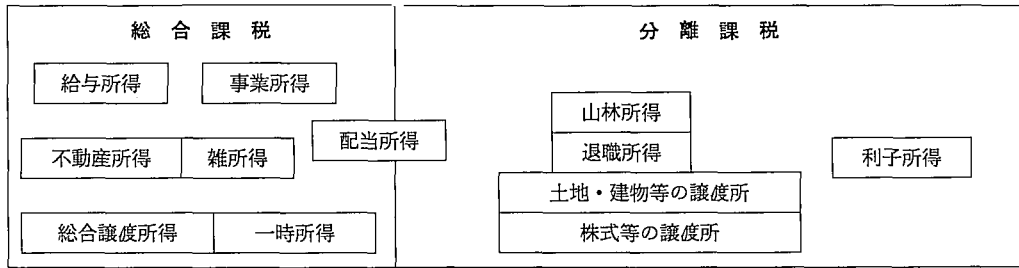


図1 総合課税と分離課税の分類

表5 各種所得の定義

所得の種類	所得の定義								
給与所得	給与所得 = 給与収入 - 給与所得控除								
事業所得	事業所得 = 収入 - 必要経費 - 青色申告特別控除 但し、青色申告特別控除は青色申告者に限定される。								
不動産所得	不動産所得 = 収入 - 必要経費 - 青色申告特別控除								
雑所得	雑所得は、大きく公的年金等と他の所得の範疇に含まれない所得の二つに分けられる。 雑所得 = [公的年金収入 - 公的年金等控除額] + [公的年金等以外の収入 - 必要経費] ここで、公的年金等控除額は以下の(1)と(2)の合計額で、最低保障額は65歳以上の場合140万円(65歳未満の場合70万円)である。 (1) 定額控除 100万円(65歳未満は50万円) (2) 定率控除 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年金収入(定額控除後)</td> <td>控除率</td> </tr> <tr> <td>360万円以下</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>360万円超720万円以下</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>720万円超</td> <td>5%</td> </tr> </table>	年金収入(定額控除後)	控除率	360万円以下	25%	360万円超720万円以下	15%	720万円超	5%
年金収入(定額控除後)	控除率								
360万円以下	25%								
360万円超720万円以下	15%								
720万円超	5%								
譲渡所得	譲渡所得は、総合譲渡所得、土地建物等の譲渡所得、および株式等の譲渡所得の3つに分類される。 ① 総合譲渡所得 譲渡所得 = 収入 - (取得費 + 譲渡費用) - (譲渡所得の特別控除額) ② 土地建物等の譲渡所得 譲渡所得 = 収入 - (取得費 + 譲渡費用) ③ 株式等の譲渡所得 譲渡所得 = 収入 - (取得費 + 譲渡費用 + 負債の利子)								
一時所得	一時所得 = 収入 - (収入を得るための支出) - (一時所得の特別控除額)								
利子所得	利子所得 = 収入								
配当所得	配当所得 = 収入 - 負債の利子								
山林所得	山林所得 = [収入 - 必要経費 - 森林計画特別控除] - 山林所得の特別控除 - 青色申告特別控除								
退職所得	退職所得 = 1/2 [収入 - 退職所得控除額] ここで、退職所得控除額は (1) 勤続年数20年まで、1年につき40万円 (2) 勤続年数20年超のとき、1年につき70万円								

3.2 所得の分類

10種類の所得の定義は表5に示されている。

まず、給与所得は、給与収入から概算経費としての給与所得控除を控除した金額として定義される。表6は給与所得控除額を示している。ここで、給与所得控除の控除額は、給与収入が

増加するにつれて逡減する仕組みになっている。給与収入がどんなに低くても、最低保障として少なくとも65万円は控除される。給与所得控除は、概算経費としての性格とともに、事業者とサラリーマンの間の税負担のバランスを調整する機能をもっている。

表6 給与所得控除額

給与収入	控除率
(最低保障額 65 万円)	
180 万円以下の部分	40%
180 万円超 360 万円以下の部分	30%
360 万円超 660 万円以下の部分	20%
660 万円超 1000 万円以下の部分	10%
1000 万円超の部分	5%

次に、事業所得を考えよう。税法上の事業所得は、収入から必要経費と青色申告特別控除を控除した金額である。重要な点は、生計を一にする親族に支払う給料等の扱いが、青色申告と白色申告で異なることである。青色申告者の場合、家族従業員への給与である青色専従者給与を必要経費の中を含めることができる。これに対して白色申告の場合は、事業の必要経費に算入できるのは以下の(i)と(ii)のうち低い金額に限られる。

(i) 定額限度額 50 万円 (但し、配偶者の場合は 86 万円)

(ii) (事業所得 + 不動産所得 + 山林所得) ÷ (事業専従者の数 + 1)

ここで、(ii)における事業所得等は専従者控除を必要経費に算入しないで計算した場合の金額である。

青色申告者の場合、青色専従者給与を必要経費に算入できるので、所得分割によって累進税率を回避しやすくなっている。この点は第4節で詳細に検討する。

3.3 課税標準と損益通算

以上の10種類の所得は、課税標準として以下のようにまとめられる。ここで、課税標準とは、後で論じる損益通算後の金額である。

(1) 総所得金額

= 給与所得 + 事業所得 + 不動産所得
+ 雑所得 + 利子所得 + 配当所得
+ 短期総合譲渡所得
+ [長期総合譲渡所得 + 一時所得] × 1/2

(2) 土地建物等の短期譲渡所得の金額

(3) 土地建物等の長期譲渡所得の金額

(4) 株式等の譲渡所得等の金額

(5) 山林所得の金額

(6) 退職所得の金額

まず、(1)の総所得金額とは、総合課税の対象となる所得の合計額である。ここで注意すべき点は、利子所得はほとんど源泉分離課税されているため、(1)の総所得金額の式の利子所得に含まれないことである。また、総合譲渡所得は、保有期間によって短期と長期に分類され、長期の場合は譲渡所得の半分だけが総所得金額に算入される。一時所得も同様であり、ともに一時的な所得に対する税負担の軽減措置である。退職所得の場合は、表5の退職所得の定義のところで既に半分しか所得として算入されていないことに注意する必要がある。

上記の(2)から(6)までの所得については、租税政策として分離課税を採用している。(2)と(3)は土地政策および地価対策、(4)は経済成長のための優遇政策、(5)は山林政策、(6)は一時的な退職金に対する税負担の軽減措置である。

損益通算

事業所得、不動産所得、山林所得、および譲渡所得において損失が生じた場合、その損失は一定の順序に従って他の各種所得から控除できる。いま、所得を表7で示すような3つのグループに分類する。表7で四角で囲まれた所得は、損失を生む可能性のある所得である。

表7 損益通算のグループ

グループ1 (経常所得)	利子所得, 配当所得, 不動産所得, 事業所得, 給与所得, 雑所得
グループ2	譲渡所得 (総合課税, 土地建物等), 一時所得
グループ3	山林所得, 退職所得

損益通算は以下の手順で行う。

(ステップ1) 不動産所得または事業所得の損失は、グループ1の経常所得の範囲内で損益通

算を行う。

(ステップ2) 譲渡所得の損失は、グループ2の中で損益通算を行う。

(ステップ3) 上のステップ1においても損失がある場合、グループ2と損益通算を行う。

(ステップ4) 上のステップ2においても損失がある場合、グループ1の経常所得と損益通算を行う。

(ステップ5) 上のステップ1からステップ4を行っても、不動産所得、事業所得、または譲

渡所得の損失がある場合、グループ3の山林所得、退職所得の順に損益通算を行う。

(ステップ6) 山林所得の損失は、最初にグループ1の経常所得、次にグループ2の譲渡所得と一時所得、最後がグループ3の退職所得の順番で損益通算を行う。

3.4 所得控除

所得控除は、人的控除とその他の控除に区別できる。人的控除は以下の表8にまとめられて

表8 人的控除の一覧

	創設年	対象者	控除額		本人の所得要件	
			所得税	住民税		
基礎控除		・本人	38万円	33万円	—	
配偶者控除	控除対象配偶者	昭和36年	・生計を一にする配偶者で、年間所得か38万円以下の者	38万円	33万円	—
	老人控除対象配偶者	昭和52年	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	—
	(同居特別障害者加算)	昭和57年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居していること	+35万円	+23万円	—
配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする配偶者	最高38万円	最高33万円	要件1	
扶養控除	扶養親族		・生計を一にする親族等で、年間所得か38万円以下の者	38万円	33万円	—
	特定扶養親族	平成元年	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	—
	老人扶養親族	昭和47年	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	—
	(同居特別障害者加算)	昭和57年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	—
(同居老親等加算)	昭和54年	・老人扶養親族か本人と同居している場合	+10万円	+7万円	—	
障害者控除	昭和25年	・本人又は控除対象配偶者もしくは扶養親族か障害者である場合	27万円	26万円	—	
(特別障害者控除)	昭和43年	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円	—	
老年者控除	昭和26年	・本人か65歳以上の者	50万円	48万円	要件1	
寡婦控除	昭和26年	・老年者に該当しないで、 ①夫と死別した者 ②夫と死別または夫と離婚した者で、かつ扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合、要件2	
(特別寡婦加算)	平成元年	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+8万円	+4万円	要件2	
寡夫控除	昭和56年	・老年者に該当しない者で、かつ、妻と死別または離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	要件2	
勤労学生控除	昭和26年	・本人か学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	要件3	

(注1) 本人の年間所得の要件において、「要件1」とは1千万円以下であること、「要件2」とは500万円以下であること、「要件3」とは年間所得か65万円以下かつ給与所得等以外か10万円以下であること。

(注2) 上記の配偶者特別控除は改正され、控除対象配偶者について適用された38万円の上乗せは廃止された。

(出所)「税制調査会資料」

いる。人的控除が戦後、徐々に創設され、人的控除額が高くなってきていることがわかる。

人的控除以外の所得控除は表9にまとめられている。この中で特に重要なのは、公的年金や医療保険などの保険料である社会保険料控除である。社会保険料は全額、控除できる。従って、

保険料率は一定なので、所得の一定割合である社会保険料の分だけ課税ベースは減少する。但し、保険料の対象となる所得には上限が設定されている。このため、所得の上限に達した人にとって、上限を超えた所得が全額、課税対象となるため、税負担は急激に増加する。

表9 所得控除（人的控除を除く）の一覧

雑損控除	災害、盗難、または横領によって資産に損失が生じた場合、以下のaとbの金額のうちいずれか多い金額を控除できる。 a. 損失額 - (災害等関連支出の額) - (保険金・損害賠償金等の額) - (所得金額) × 0.1 b. (災害等関連支出の額) - 5万円
医療費控除	医療費控除は、以下の式で算定される。 医療費控除 = 医療費 - 保険金等による補填 - 「所得金額の5%と10万円のいずれか低い金額」 ここで、所得金額とは上記の課税標準で示された(1)から(6)までを合計した合計所得金額である。控除の上限は200万円である。
社会保険料控除	本人や家族の支払った公的年金や健康保険などの保険料は全額、控除される。
生命保険料控除	生命保険料控除は、生命保険と個人年金の2つに分かれている。それぞれの控除額は保険料の金額に応じ最高5万円で、両者をあわせ控除額の合計は最高10万円である。
損害保険料控除	損害保険料控除の控除額は、契約の種類と支払った保険料に応じて異なる。保険期間が10年以上の長期損害保険の場合は最高1万5千円、それ以外の短期損害保険の場合は3千円、長期損害保険と短期損害保険の両方がある場合は最高1万5千円である。
寄付金控除	国、地方公共団体、および一定の条件を満たす公益法人などに対する寄付は、特定寄付金と呼ばれている。この場合の寄付金控除の控除額は 控除額 = 「寄付金額と所得の25%のいずれか低い金額」 - 1万円 である。ここで、所得とは合計所得金額である。寄付金の上限は所得金額の25%に設定されている。もし寄付金額が上限である所得の25%以下であれば、寄付金額から1万円を差し引いた金額が寄付金控除の控除額となる。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等の掛金を支払った場合、支払った金額を控除できる。

3.5 課税所得と税率構造

損益通算を行って課税標準額を求め、そこから所得控除を差し引いて、課税総所得金額、課税短期譲渡所得、課税長期譲渡所得、株式等の課税譲渡所得等、課税山林所得、および課税退職所得を得る。ここで、所得控除額は、総所得金額、土地建物等の短期譲渡所得、土地建物等の長期譲渡所得、株式等の譲渡所得、山林所得または退職所得から順次控除する。

各種の課税所得に対して、それぞれ対応する税率を適用して算出税額を求める。各種の課税所得に対応する課税方法は表10にまとめられている。(1)の課税総所得金額に対しては、表11の超過累進税率を適用する。(2)の土地

建物等の短期譲渡所得の場合の算出税額は、①の一律40%の税率による税額と、②の課税短期譲渡所得があることによって増加した上積み税額の110%のうちいずれか多いほうの金額である。(3)と(4)はそれぞれの課税所得に一律の税率を課している。

(5)の山林所得との場合は、5分5乗方式と呼ばれる。これは、課税所得を5で割った金額の税額を表11より求め、これを5倍して最終的な税額とする方法である。この方法は平均課税で、山林所得のような一時的な所得に対して、5年間にわたって平均して所得が得られたと想定している。この方法を採用すると、税率構造は非常に緩やかになる。(6)の退職所得

表 10 課税所得と課税方法

(1) 課税総所得金額	課税総所得金額 × 超過累進税率
(2) 土地建物等の課税短期譲渡所得	次の①と②の金額のいずれか多い方の金額 ① 課税短期譲渡所得 × 40% ② [(課税総所得金額 + 課税短期譲渡所得 - 譲渡所得の特別控除) × 超過累進税率 - 課税総所得金額 × 超過累進税率] × 110%
(3) 土地建物等の課税長期譲渡所得	(課税長期譲渡所得 - 長期譲渡所得の特別控除) × 20%
(4) 株式等の課税譲渡所得	株式等の課税譲渡所得 × 20%
(5) 課税山林所得	5分5乗方式：{(課税山林所得 - 5) × 超過累進税率} × 5
(6) 課税退職所得	課税退職所得 × 超過累進税率

の場合、課税所得を表 11 の税率に適用して税額が求められる。

表 11 所得税の超過累進税率

課税所得金額	税率
330 万円以下の部分	10%
330 万円を超え 900 万円以下の部分	20%
900 万円を超え 1800 万円以下の部分	30%
1800 万円を超える部分	37%

3.6 税額控除

主な税額控除は、以下の表 12 に示されている。納税額は、上記の算出税額から税額控除を差し引いた金額である。

最後に、税額控除と所得控除を比較してみよう。所得控除の場合、納税者の所得が高いほど税負担の軽減が大きいことである。所得控除の中の控除額が引き上げられると、課税所得はその分だけ小さくなるので、高い累進税率に直面した人は税の軽減額が大きくなる。これに対し、税額控除では、税負担軽減のメリットは必ずしも所得の大きさに依存しない。

3.7 具体的な例

例を用いて所得税の体系をみておこう。A 氏の各種の所得は以下の通りである。

- ① 不動産所得 -200 万円
- ② 給与所得 1,000 万円
- ③ 雑所得 300 万円
- ④ 利子所得 20 万円
- ⑤ 配当所得 100 万円

- ⑥ 一時所得 100 万円
- ⑦ 山林所得 -100 万円
- ⑧ 退職所得 500 万円
- ⑨ 譲渡所得：
 - i. 土地建物等の短期譲渡所得 -500 万円
 - ii. 土地建物等の長期譲渡所得 2,000 万円
 - iii. 株式等の譲渡所得金額 100 万円

また、所得控除額は 242 万円で、この内訳は人的控除が 114 万円（基礎控除、配偶者控除、扶養控除 1 名）、生命保険料控除が 5 万円、社会保険料控除を 123 万円とする。利子所得は通常の源泉分離課税で、配当所得は総合課税であるとする。

このとき、課税標準は以下ようになる。

- (1) 総所得金額は 1,150 万円
- (2) 土地建物等の長期譲渡所得 1,500 万円
- (3) 株式等の譲渡所得金額 100 万円
- (4) 退職所得 500 万円

ここで (1) の総所得金額において、損益通算を行い、不動産所得と山林所得の損失を経常所得から控除している。また、源泉分離の利子所得は除外し、一時所得は半分を算入している。(2) の土地建物等の長期譲渡所得も短期の損失と損益通算を行っている。

課税総所得金額等は、以下ようになる。

- (1') 課税総所得金額
= 総所得金額 - 所得控除 = 908 万円

表 12 主な税額控除とその内容

配当控除	<p>この制度は、法人擬制説に立脚し、法人にかかる法人税と個人株主の配当所得にかかる所得税の二重課税を調整するために設けられている。国税である所得税の場合、税額控除の金額は以下の2つのケースに分けられる。</p> <p>① 課税所得が1,000万円以下のとき、配当税額控除額 = 配当所得 × 0.1</p> <p>② 課税所得が1,000万円を超える場合、以下の2つに分けられる。</p> <p>②-1 課税所得から配当所得を差し引いた金額が1,000万円を超える場合 配当税額控除額 = 配当所得 × 0.05</p> <p>②-2 課税所得から配当所得を差し引いた金額が1,000万円以下の場合 配当税額控除額 = (課税所得 - 1,000万円) × 0.05 + [配当所得 - (課税所得 - 1,000万円)] × 0.1</p> <p>ここで課税所得とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得、課税長期譲渡所得、および株式等の譲渡所得の合計額であり、課税山林所得と課税退職所得は含まれない。</p>
住宅借入金(取得)等特別控除	<p>租税政策として、個人の持ち家を促進するとともに、景気対策として住宅投資の促進を図るために設けられた制度である。この制度を利用できる控除期間は住宅取得後の一定期間に限定され、税額控除の金額は以下の式で求められる。</p> $\text{税額控除額} = (\text{年末の借入金残高}) \times \text{控除率}$ <p>景気対策の側面から租税政策として、控除対象となる借入金の最高限度額の引き上げ、控除期間の延長、控除率の引き上げなどが行われている。</p>
政党等寄付金特別控除	<p>政党などに寄付を行った場合、寄付金の一定割合が税額控除できる。いま、「政党等に対する寄付金」をA、合計所得金額をY、特定寄付金をBとすると、税額控除額は以下の式で求めることができる。</p> $\text{税額控除額} = [\min\{A, 0.25Y - B\} - (1\text{万円} - B)] \times 0.3$ <p>税額控除の上限は、所得税額の25%である。</p>
災害減免法による税金の軽減	<p>災害のみによって住宅や家財が時価の50%以上の被害を受けたとき、雑損控除の代わりに、災害減免法による所得税の軽減免除を受けることができる。所得税の軽減額は、以下の通りである。</p> <p>① 合計所得金額が500万円以下のとき、所得税の全額</p> <p>② 合計所得金額が500万円を超え750万円以下のとき、所得税の50%</p> <p>③ 合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下のとき、所得税の25%</p> <p>合計所得金額が1,000万円を超えると、この制度は利用できない。</p>

(2') 課税長期譲渡所得

$$= \text{長期譲渡所得} - \text{特別控除} \\ = 1,400 \text{万円}$$

(3') 株式等の課税譲渡所得 = 100万円

(4') 課税退職所得 = 500万円

ここで、(2') の課税長期譲渡所得において、長期譲渡所得の特別控除額は100万円である。

以上の(1') から(4') の課税所得について税額を求める。(1') の課税総所得金額と(4') の課税退職所得に対しては、表11の所得税の税率表を適用する。(2') と(3') は申告分離課税として一律の税率(20%)を適用する。

(1*) 課税総所得金額に対する税額 148.6万円

(2*) 課税長期譲渡所得の税額

$$= \text{課税長期譲渡所得} \times \text{税率} = 280 \text{万円}$$

(3*) 株式等の課税譲渡所得の税額

$$= \text{株式等の課税譲渡所得} \times \text{税率} = 20 \text{万円}$$

(4*) 課税退職所得に対する税額 67万円

以上の(1*) から(4*) までの算出税額の合計は、515.6万円である。

この場合、税額控除として配当控除が利用できる。配当控除の対象となる課税総所得金額等は、課税退職所得は含まれないので、(1') から(3') までの合計額2,408万円である。この場合、配当所得を除外しても課税総所得等は1,000万円を超えるので、税額控除額は配当所得100万円の5%で5万円である。

以上から納税額は、算出税額515.6万円から配当の税額控除額5万円を差し引いた510.6万円となる。以上で除外してきた源泉分離課税分の利子所得の税額は、利子所得20万円に一律の税率15% (ここで住民税の5%分は除外) を乗じた金額3万円となる。従って、納税額は上記の510.6万円と利子所得分の3万円の合計額513.6万円となる。

4. 所得税の制度分析

以下では所得税の構造を分析し、「制度の下での均衡」として何が生じているのかを解明していこう。

4.1 サラリーマンと事業者の税負担

いま、サラリーマン、個人の青色申告事業者、および零細な法人企業の3つを考えてみよう。給与のみをもつサラリーマンの場合、課税所得 Y_1^T は給与収入 Y_1 から給与所得控除 $\alpha(Y_1)$ と所得控除 D_s^H を控除した金額である。つまり、

$$Y_1^T = Y_1 - \alpha(Y_1) - D_s^H$$

このとき、所得税の超過累進税率に適用したときの税額を $T(Y_1^T)$ とすると、サラリーマンの税額 τ_s は

$$(1) \quad \tau_s = T[Y_1 - \alpha(Y_1) - D_s^H]$$

となる。

次に、青色申告の個人事業者の場合を考える。ここでは、事業所得の定義を本来のものにもどし、収入から必要経費（専従者給与を含まない）のみを控除した金額を「本来の事業所得」と呼ぶ。以下では、「本来の事業所得」を事業所得と呼び、「税法上の事業所得」と区別する。いま、家族の事業専従者が n 人いて、一人当たり W の専従者給与を専従者全員に等しく支払うとしよう。このとき、個人事業主の「税法上の事業所得」は、事業所得 Y から専従者給与 nW と青色申告特別控除 d_b を控除した金額である。個人事業主の課税所得 Y_b^T は、「税法上の事業所得」から所得控除 D_b^H を控除した金額なので、

$$Y_b^T = [Y - nW - d_b] - D_b^H$$

である。また、各事業専従者の課税所得 W^T は、専従者給与 W から給与所得控除 $\alpha(W)$ と基礎控除 d_0 を控除した金額なので、

$$W^T = W - \alpha(W) - d_0$$

である。以上の課税所得に所得税の超過累進税率を適用したとき、事業所得と一人当たりの専従者給与に対する所得税額をそれぞれ $T(Y_b^T)$ 、 $T(W^T)$ とすると、事業主と n 人の専従者の合計税額 τ_b は

$$(2) \quad \begin{aligned} \tau_b = & T[Y - nW - d_b - D_b^H] \\ & + nT[W - \alpha(W) - d_0] \end{aligned}$$

となる。

以上のように個人事業者は、事業所得を事業主の所得と専従者給与に分割できる。さらに、青色申告の事業専従者の場合、サラリーマンと同じように、給与所得控除と所得控除の基礎控除を利用できる。個人事業者は、所得分割によって累進税率を回避できるとともに、専従者給与によって給与所得控除というサラリーマンと同じ制度を利用できる。

最後に、零細な法人の場合を考えよう。事業者は、個人事業者に留まるか、または「法人成り」をするかを自ら選択できる。「法人成り」をするメリットの1つは、給与の形で事業主報酬を受け取ることができることである。この場合、事業所得に対する課税は以下の3つに分けられる。

- (i) 事業所得 Y から事業主報酬 W_H と家族従業員給与 W を差し引いた金額は、法人所得として法人税の課税対象となる。
- (ii) 事業主自身の事業主報酬は、給与収入として所得税が課せられる。課税所得は、自ら受け取る事業報酬 W_H から給与所得控除 $\alpha(W_H)$ と所得控除 D_c^H を控除した金額である。
- (iii) 家族従業員の給与 W は、給与収入として所得税が課せられる。ここでは、簡単化のため、青色申告の個人事業者と同じように、給与について給与所得控除 $\alpha(W)$ と所得控除の基礎控除 d_0 のみを利用できるとする。

以上から「法人成り」した事業者の税負担を求めよう。いま、家族従業員は n 人いて、一人

当たり給与 W は全員同じであるとしよう。このとき、法人税率を t_K とし、事業主報酬と家族従業員への給与に対し所得税の超過累進税率を適用すると、事業者の税額 τ_c は、

$$(3) \quad \begin{aligned} \tau_c = & t_K [Y - W_H - nW] \\ & + T [W_H - \alpha(W_H) - D_c^H] \\ & + nT [W - \alpha(W) - d_0] \end{aligned}$$

ここで、右辺の第1項は法人税額、第2項は事業主報酬に対する所得税額、第3項は家族従業員の給与に対する所得税額を示している。

「法人成り」した事業者の合理的な選択は、 Y と W をパラメーターとして、制約条件

$$(4) \quad 0 \leq W_H \leq Y - nW$$

の下で(3)式で示される税負担を最小にする事業主報酬 W_H を選択することである。(1)式を W_H に関して偏微分すると、

$$(5) \quad \frac{\partial \tau_c}{\partial W_H} = -t_K + T' [1 - \alpha'(W_H)]$$

を得る。ここで、 α' とは給与所得控除 $\alpha(\cdot)$ の微分を示している。いま、以下の仮定をおく。

$$\text{仮定} \quad t_K > T' [1 - \alpha']$$

ここで、法人税率 t_K は一定で、限界税率 T' と給与所得控除 α はそれぞれ課税所得と給与収入に依存している。事業所得 Y が小さければ、この仮定は満足され、(5)式の右辺の値は負となる。従って制約条件(4)より、税負担を最小にする W_H は、

$$(6) \quad W_H = Y - nW$$

となる。このとき、(6)式を(3)式に代入し

$$(3') \quad \begin{aligned} \tau_c = & T [(Y - nW) - \alpha(Y - nW) - D_c^H] \\ & + nT [W - \alpha(W) - d_0] \end{aligned}$$

を得る。事業者は、「法人成り」により、自らが受けとる事業主報酬 W_H を合理的に選択し、法人所得をゼロにして赤字法人になる。

この場合、現行の税制の下で上記の仮定が成立する事業所得 Y の水準はどのくらいであろうか。例えば、上記の仮定を満足するのは、法人税率 $t_K = 0.3$ なので、 $0 \leq \alpha' < 1$ より、所得税の限界税率 T' が 0.3 以下のときである。実際、問題となるのは $T' = 0.3$ のときであるが、この場合表 6より給与所得控除の限界的増加率は $\alpha' = 0.05$ なので、上記の仮定を満足する。表 11より、所得税の限界税率が 30%なのは、課税所得が 1,800 万円以下のときである。いま、所得控除を $D_c^H = 150$ 万円とし、専従者数 n と専従者給与 W について平成 12 年の平均値をとり $n = 1.2$ 、 $W = 218$ 万円とする。このとき、上記の仮定を満足する事業所得 Y の上限は 2,500 万円程度となる。つまり、赤字法人が合理的に選択される事業所得の上限は 2,500 万円程度ということになる。但し、ここでの事業所得とは「本来の事業所得」で、「税法上の事業所得」ではない。

4.2 「法人成り」と「制度の下での均衡」

ここでは、「法人成り」が「制度の下での均衡」としてどのように成立するのかを検討する。青色申告の個人事業者は、「法人成り」に伴いコストが η だけかかるとき、以下の条件が満たされれば「法人成り」を選択する。

$$(7) \quad \tau_b \geq \tau_c + \eta$$

この条件は、事業者は「法人成り」を行うことによって、「法人成り」のコスト η と税負担 τ_c の合計額が、個人の事業者に留まったときの税負担 τ_b よりも小さくなることを示している。

「法人成り」を選択するか否かは、事業者の事業所得 Y の水準に依存している。「法人成り」を行う事業所得の水準は、 η をパラメーターとし、(2)と(3')式を(7)式に代入し、(7)式の条件を満たす Y を求めればよい。

具体的に、「法人成り」をする事業所得の水

準を求めてみよう。言い換えれば、個人事業者と法人の境界の所得水準を求める。一般的な形では求めにくいので、以下のような単純化の設定を行う。まず、専従者給与 W は事業所得 Y の一定割合 γ であるとする。すなわち、

$$(8) \quad W = \gamma Y, \quad 0 \leq \gamma \leq 1$$

次に、給与所得控除 $\alpha(y)$ は給与収入 y に依存しているので、この関数を以下のような線形に特定化する。

$$(9) \quad \alpha(y) = \alpha_0 + \alpha_1 y, \quad \alpha_0 > 0, \quad 0 < \alpha_1 < 1$$

最後に、社会保険料の支払いに伴う所得控除の取り扱いを次のように設定する。まず、個人事業者の場合、所得控除 D_b^H は所得 Y に依存しないと仮定する。この理由は、国民年金の保険料は定額で所得に依存しておらず、国民健康保険の保険料は所得に依存しているもの、所得に依存する程度は相対的に低いためである。これに対し「法人成り」した事業者の場合、事業主報酬における所得控除 D_c^H は、厚生年金・健康保険等の適用となるため、給与である事業主報酬 W^H に依存している。

$$(10) \quad D_c^H = \bar{D}_c + \beta W^H, \quad \bar{D}_c > 0, \quad 0 < \beta < 1$$

ここで、 β は社会保険の保険料率を示している。

また、以下では(2)と(3')式において明確な式を導出するため、税額を関数 $T(\cdot)$ ではなく、税率を用いて表記することにする。

まず、青色申告の個人事業者の税負担を明確に示そう。いま、簡単化のため、 t_b^1 と t_b^2 をそれぞれ個人事業者の事業所得と専従者給与に対する一定の税率とする。このとき、(8)と(9)式を(2)式に代入し整理すると、個人事業者の税負担 τ_b は以下のような線形の式として表すことができる。

$$(2^*) \quad \begin{aligned} \tau_b &= t_b^1 [Y - nW - d_b - D_b^H] \\ &\quad + nt_b^2 [W - \alpha(W) - d_0] \\ &= AY - B \end{aligned}$$

ここで、 A と B は以下のように定義される。

$$(11) \quad A \equiv t_b^1(1 - n\gamma) + t_b^2 n\gamma(1 - \alpha_1)$$

$$(12) \quad B \equiv t_b^1(d_b + D_b^H) + nt_b^2(\alpha_0 + d_0)$$

同様に、「法人成り」した事業者の税負担を明確に示そう。前と同様に、(3')式においても事業主報酬と家族従業員の給与に対する税率をそれぞれ t_c^1 , t_c^2 とする。(8), (9), および(10)式を(3')に代入して整理すると

$$(3^*) \quad \begin{aligned} \tau_c &= t_c^1 [(Y - nW) - \alpha(Y - nW) - D_c^H] \\ &\quad + nt_c^2 [W - \alpha(W) - d_0] \\ &= CY - D \end{aligned}$$

ここで、 C と D は以下のように定義される。

$$(13) \quad C \equiv t_c^1(1 - \alpha_1 - \beta)(1 - n\gamma) + t_c^2 n\gamma(1 - \alpha_1)$$

$$(14) \quad D \equiv t_c^1(\alpha_0 + \bar{D}_c) + t_c^2 n(\alpha_0 + d_0)$$

以上の(2*)と(3*)の式は、ともに租税負担額は事業所得 Y の線形の式として表すことができることを示している。

以上の結果を用いて、青色申告の個人事業者と法人事業者の境界の所得水準を導出しよう。まさに、「法人成り」を決定する事業所得の水準を見つけよう。もし個人事業者の所得水準がこの水準よりも低ければ、個人事業者は「法人成り」を行わず、個人事業者に留まることを合理的に選択する。逆に、もし個人事業者の所得水準がこの水準よりも高ければ、個人事業者は「法人成り」することを選択する。

(7)式より、青色申告の個人事業者と法人事業者の境界の所得水準は以下の式を満たす事業所得 Y の水準にほかならない。

$$(7^*) \quad \tau_b = \tau_c + \eta$$

(2*)と(3*)式を(7*)式に代入して、個人と法人の境界の所得水準 \hat{Y} の値を求めると、以下の

式を得る。

$$(15) \quad \hat{Y} = \frac{(B-D)+\eta}{A-C}$$

(11)–(14)式より、事業者が「法人成り」をする所得水準 \hat{Y} は、パラメーターにどのように依存しているのかをみるができる。例えば、青色申告特別控除 d_b の引き上げが「法人成り」に与える影響を検討できる。(11)–(15)式より、

$$\frac{\partial \hat{Y}}{\partial d_b} = \frac{\left[\frac{\partial B}{\partial d_b} \right]}{A-C} = \frac{t_b^1}{A-C} > 0$$

よって、青色申告特別控除 d_b の引き上げは「法人成り」を抑制する機能があることがわかる。

4.3 給与所得控除額の引き上げの影響

以上の結果を用いて、給与所得控除額の引き上げがサラリーマン、青色申告の個人事業者、および法人事業者の税負担にどのような影響を及ぼすか分析してみよう。この場合、まず、サラリーマンは給与所得控除の引き上げによって税負担が軽減されるのは明らかである。問題なのは青色申告の個人と法人の事業者である。

(i) 青色申告の個人事業者の場合、給与所得控除を引き上げると、専従者給与に給与所得控除が適用されるため、税負担は減少する。

(ii) 法人の場合は、事業主報酬と家族従業員の給与の両方に給与所得控除が適用されるので、税負担は大きく減少する。

ここで注意すべき点は、事業者は個人と法人のどちらかを自分で選択できるということである。既に論じたように、給与所得控除の引き上げは、個人と法人の事業者の境界の所得 \hat{Y} を変化させる。従って、給与所得控除の引き上げによって、個人事業者と法人の数は変化するのである。この結果、給与所得控除の引き上げが最終的に事業者の税負担にどのような影

響を及ぼすのかは不明確である。

以下では、この点を明らかにしていこう。いま、給与所得控除を示す(9)式のパラメーター α_0 を引き上げたケースを検討する。 α_0 の意味は、給与所得控除の控除額の最低限の金額であり、平成15年現在、この金額は65万円である。(11)–(14)式より、AとCはパラメーターである α_0 とは独立で、BとDが α_0 に依存している。このとき、(15)式を用いて \hat{Y} を α_0 に関して微分すると、

$$(15') \quad \frac{\partial \hat{Y}}{\partial \alpha_0} = \frac{\frac{\partial B}{\partial \alpha_0} - \frac{\partial D}{\partial \alpha_0}}{A-C}$$

よって $\partial \hat{Y} / \partial \alpha_0$ の符号は、 $\partial B / \partial \alpha_0$ と $\partial D / \partial \alpha_0$ の大小関係で決まる。ところが、(12)と(14)式より、

$$(16) \quad \frac{\partial B}{\partial \alpha_0} = nt_b^2, \quad \frac{\partial D}{\partial \alpha_0} = t_c^1 + nt_c^2$$

現実に、 $(\partial B / \partial \alpha_0) < (\partial D / \partial \alpha_0)$ が成立する。なぜなら一般に、比較的低く設定されている専従者給与の税率が、法人の事業主報酬の税率と家族従業員の給与の税率の合計よりも高いということはありえないからである。従って(15')より、

$$\frac{\partial \hat{Y}}{\partial \alpha_0} < 0$$

を得る。

この結果は、重要な意味をもっている。いま、政府がサラリーマンの税負担の軽減を図るために給与所得控除の最低保障額 α_0 を引き上げたとしよう。このとき、個人事業者は法人になることによって税負担の軽減を図ろうとするインセンティブが生じる。なぜなら個人事業者自身には認められていない事業報酬が法人になれば認められ、増加した給与所得控除の恩恵にあずかることができるからである。この結果、個人と法人の境界の所得 \hat{Y} が低下し、より多くの

個人事業者が「法人成り」をすることになる。

事業者との税負担の公平性の観点から、政府がサラリーマンの税負担の軽減を図る政策は、結局、サラリーマンばかりでなく、個人と法人の境界にいる個人事業の法人化を促進させ、事業者の税負担を軽減させる。この結果、両者の間の税負担の不公平は改善されないのである。

以下では、給与所得控除の最低保障額 α_0 を引き上げた場合の影響をより詳細に検討しよう。事業者は、個人と法人を合わせて N 人存在し、事業所得の上限を \bar{Y} と下限を \underline{Y} の間である $[\underline{Y}, \bar{Y}]$ に一様に分布しているとしよう。この上限と下限は α_0 とは独立であると仮定する。個人と法人の境界の所得 \hat{Y} は、 $[\underline{Y}, \bar{Y}]$ の間に存在し、事業所得 Y が \hat{Y} よりも小さいと個人事業者で、 \hat{Y} よりも大きいと法人である。

(2*)より、青色申告の個人事業者の納税額の合計 Σ_b は

$$(17) \quad \Sigma_b = \int_{\underline{Y}}^{\hat{Y}} \tau_b(y) \left[\frac{N}{\bar{Y} - \underline{Y}} \right] dy$$

ここで、 $\tau_b(y) = Ay - B_0$ 。同様に(3*)より、法人事業者の納税額の合計は

$$(18) \quad \Sigma_c = \int_{\hat{Y}}^{\bar{Y}} \tau_c(y) \left[\frac{N}{\bar{Y} - \underline{Y}} \right] dy$$

ここで、 $\tau_c(y) = Cy - D_0$ 。

まず、個人事業者の納税総額 Σ_b に対する α_0 の引き上げの効果を見る。(17)式を用い Σ_b を α_0 で偏微分し、(16)式を代入すると

$$(17^*) \frac{\partial \Sigma_b}{\partial \alpha_0} = \frac{N \tau_b(\hat{Y}) \left[\frac{\partial \hat{Y}}{\partial \alpha_0} \right]}{\bar{Y} - \underline{Y}} - nt_b^2 \left[\frac{\hat{Y} - \underline{Y}}{\bar{Y} - \underline{Y}} \right] N$$

を得る。この(17*)式の右辺を解釈してみよう。右辺の第1項は、個人と法人の境界の所得 \hat{Y} が減少し、境界にいる個人事業者が「法人成り」したことによって減少した税額を示している。

具体的には、「法人成り」によって、一人当たり税額を $\tau_b(\hat{Y})$ だけ支払っている境界上の個人事業者が、 $N[\partial \hat{Y} / \partial \alpha_0] / (\bar{Y} - \underline{Y})$ 人いなくなったことによる。

右辺の第2項は、 α_0 の増加による直接的な所得税の減少を示している。実際、(2*)、(11)、および(12)式より、個人事業者一人当たりの税額 τ_b の減少は

$$(19) \quad \frac{\partial \tau_b}{\partial \alpha_0} = - \frac{\partial B}{\partial \alpha_0} = -nt_b^2$$

である。いま、所得の下限 \underline{Y} と個人と法人の境界 \hat{Y} の間にいる個人事業者の総数は $(\hat{Y} - \underline{Y})N / (\bar{Y} - \underline{Y})$ なので、(17*)式の右辺の第2項は個人事業者全体の直接的な税負担の減少額を示している。

同様に、次に α_0 の増加が法人事業者の納税総額 Σ_c に与える影響を検討する。(18)式より Σ_c を α_0 で偏微分し、(16)式を代入すると

$$(18^*) \quad \frac{\partial \Sigma_c}{\partial \alpha_0} = \frac{N \tau_c(\hat{Y}) \left[\frac{\partial \hat{Y}}{\partial \alpha_0} \right]}{\bar{Y} - \underline{Y}} - (t_c^1 + nt_b^2) \left[\frac{\bar{Y} - \hat{Y}}{\bar{Y} - \underline{Y}} \right] N$$

を得る。(18*)の右辺の第1項は、境界にいる個人が法人になったことによる税収の増加である。 α_0 の増加によって、 $N[\partial \hat{Y} / \partial \alpha_0] / (\bar{Y} - \underline{Y})$ だけの方が「法人成り」し、新たに1人当たり $\tau_c(\hat{Y})$ の税負担をしてくれることを示している。右辺の第2項は、法人事業者全体の直接的な税負担の減少を示している。このことは、前と同様に、(3*)、(11)、および(12)式より、

$$(20) \quad \frac{\partial \tau_c}{\partial \alpha_0} = - \frac{\partial D}{\partial \alpha_0} = -(t_c^1 + nt_c^2)$$

が成立し、個人事業者の総数が $(\bar{Y} - \hat{Y})N / (\bar{Y} - \underline{Y})$ であることからわかる。

(17*)と(18*)式より、 α_0 の引き上げが個人および法人全体の納税総額に及ぼす影響をみると、

$$(21) \quad \frac{\partial(\Sigma_b + \Sigma_c)}{\partial \alpha_0} = \frac{N[\tau_b(\hat{Y}) - \tau_c(\hat{Y})] \left[\frac{\partial \hat{Y}}{\partial \alpha_0} \right]}{\bar{Y} - \underline{Y}} - \left[nt_b^2 \left(\frac{\hat{Y} - \underline{Y}}{\bar{Y} - \underline{Y}} \right) N + (t_c^1 + nt_c^2) \left(\frac{\bar{Y} - \hat{Y}}{\bar{Y} - \underline{Y}} \right) N \right]$$

ところが、 \hat{Y} の定義より、 \hat{Y} で(7*)式が成立しているのを、

$$\tau_b(\hat{Y}) = \tau_c(\hat{Y}) + \eta$$

が成立している。故に、 $\eta > 0$ より、

$$(22) \quad \tau_b(\hat{Y}) > \tau_c(\hat{Y})$$

を得る。従って、(22)式と $\frac{\partial \hat{Y}}{\partial \alpha_0} < 0$ より、(21)式の符号は負となる。つまり、 α_0 の増加は個人および法人事業者全体の税負担を軽減することがわかる。

(21)式の右辺の第1項は、個人事業者の「法人成り」の結果、個人事業者の減少による税収の減少と、法人の増加による税収の増加を相殺した結果、最終的に事業者の税負担は減少することを示している。給与所得控除が引き上げられると、事業者は合理的な選択を行い、「法人成り」して税負担が減少していくことがわかる。注意すべき点は、(21)式の右辺の第2項のような直接的な減税の影響ばかりでなく、第1項の示すような「法人成り」を通じた事業者の間接的な減税を見落してはならないことである。

4.4 税負担の公平性と税の空洞化

給与所得控除の最低保障額の引き上げがサラリーマンの税負担に及ぼす影響を考えよう。(1)式において、サラリーマンの給与所得控除 D_s^H を

$$(23) \quad D_s^H = \bar{D}_s + \beta Y_1$$

とおく。また、(9)式を用い、税率を t_s とおくと(1)式は

$$(1*) \quad \tau_s = t_s [(1 - \alpha_1 - \beta) Y_1 - (\alpha_0 + \bar{D}_s)]$$

となる。このとき、

$$(24) \quad \frac{\partial \tau_s}{\partial \alpha_0} = -t_s$$

を得る。

(19)、(20)、および(24)は、それぞれ給与所得控除の最低保障額 α_0 の引き上げが個人事業者、法人事業者、およびサラリーマンの税負担に及ぼす影響を示している。これらの影響は税率に依存するため明確な比較はできない。しかし前述のように、所得税の限界税率が非常に多くの人にとって10%であるという現状において、 α_0 の引き上げはサラリーマンよりも個人や法人の事業者に利益を与えていると思われる。特に、法人事業者にとって税の軽減は大きい。

いま、政府は α_0 を調整し、サラリーマンと個人事業者の間の税負担の比率(τ_s/τ_b)を社会的に望ましい比率 ϕ に近づける政策をとるとしよう。すなわち

$$\frac{d\alpha_0}{dt} = \frac{\tau_s}{\tau_b} - \phi$$

ここで、 t は時間を示している。このとき、2つの問題が生じる。第1に、サラリーマンと事業者の間の税負担の不公平はかえって増大してしまう可能性が高い。つまり、この体系が動学的に不安定となりやすい。この結果は、重要な意味をもつものである。なぜなら従来、給与所得控除はサラリーマンの概算経費としての性格をもつとともに、他の事業者との税負担の公平を図る調整機能としての役割が期待されているからである。第2に、 α_0 の引き上げによって所得税の課税ベースは縮小し、税の空洞化が進行する。結局、税負担の公平性を追求すると、かえって税負担の不公平を増大させるとともに、

税収の調達能力を低下させているのである。

以上の分析に対し、給与所得控除の最低保障額の変更のみに限定する議論は一般性をもたないと批判される可能性がある。しかし、(9)式における α_1 の変更も同様の結果をもつことを示すことができる。この導出は、全く同様なのでここでは省略する。

現実との対応を明確にするため、給与所得控除額を示す表6を次のように変更する場合を検討しよう。最低保障額65万円は同じにし、控除率40%の給与収入の範囲を「180万円以下の部分」から「200万円以下の部分」に変更する。控除率30%の給与収入の範囲を「180万円超360万円以下の部分」から「200万円超360万円以下の部分」に変更し、これ以外の変更はないとしよう。このとき、サラリーマン、個人事業者、および法人事業者の税額の変化をみると、サラリーマンが $-2t_s$ 、個人事業者が $-2nt_b^1$ 、法人事業者が $-2n(t_b^1+t_b^2)$ である。従って、前述の α_0 と同様、税負担の不公平が拡大する可能性が指摘できる。

以上のように、税負担の公平性を是正する政策は、かえって税負担の不公平を拡大し、税の空洞化を招いていることがわかる。このような税の空洞化に対する1つの方策として、平成15年より配偶者特別控除（上積分）が廃止された。ここで配偶者特別控除の廃止の影響を検討しよう。

配偶者特別控除の廃止による（限界的な）税負担の増加をみると、専業主婦をもつサラリーマンの場合は t_s 、配偶者が専従者給与をもらっている個人事業者の場合はゼロ、配偶者が家族従業員になっている法人の場合もゼロである。もちろん、個人や法人の事業者でも妻が専業主婦であれば、それぞれ t_b^1 、 t_b^1 だけ税負担は増加する。この場合、青色申告の個人事業者と法人は、配偶者を専従者または家族従業員にすることが可能であれば、廃止の影響を回避できる。従って、配偶者特別控除の廃止は、主に専業主婦をもつサラリーマンに負担がかかる構造になっ

ている。

ここでの論点は、税の空洞化対策としての人的控除の引き下げは、税負担の公平を維持する形で体系的に行うべきであるという点を強調したい。つまり、配偶者特別控除だけの部分的な修正は、不公平な税負担を一層不公平なものにするだけである。個人事業者の専従者給与の取り扱いや青色申告特別控除の必要性など、所得税全体の再検討を行いながら、人的控除の引き下げに取り組む必要がある。

特に、昭和62年に配偶者特別控除が創設されたとき、税負担の公平の観点から、白色申告の事業者の専従者控除（配偶者分）も引き上げられている。配偶者特別控除の廃止に伴い、この専従者控除も引き下げられる必要がある。

4.5 所得再分配機能

所得再分配機能を決定づけるのは、税率と課税ベースである。さまざまな控除の引き上げは、課税ベースを縮小させ、所得再分配機能を低下させる。以下では、「制度の下での均衡」が所得再分配機能にどのような影響を及ぼすのかを検討する。

社会保険料の引き上げ

公的年金や健康保険などの社会保険料は、所得控除を計算する際、全額が控除される。このため、課税ベースは縮小する。限界税率については、(1)式より、

$$(25) \quad \frac{\partial \tau_s}{\partial Y_1} = T'(Y_1^T)(1-\alpha'-\beta)$$

となる。従って、保険料率 β の上昇は累進税率を低下させる。また、社会保険料には保険料の対象となる給与に上限が設定されており、上限を超えた給与には保険料がかからない。従って、この上限を超えると、限界税率はこの上限で上にジャンプする形をとる。

累進構造と「制度の下での均衡」

サラリーマン、個人事業者（白色申告、青色

申告), および法人の間の税負担の公平を維持するため, 控除額の増加が図られてきた。例えば, 青色申告の個人事業者に対しては, 専従者給与の必要経費算入を認め, さらに専従者給与に対して給与所得控除と基礎控除の適用を認めている。この結果, ほとんどの事業者は高い累進税率の適用を受けない制度になっており, 事業者の所得再分配機能は著しく低下している。

これに対しサラリーマンの場合, 給与所得控除や人的控除の水準を引き上げたため, 実効税率は極めて低い水準にある。しかし, 給与収入が高くなると, サラリーマンは高い累進税率に直面する構造になっている。

以上の議論をより明確に示そう。サラリーマンと個人事業者との間の税負担の公平性を維持するため, 個人所得税の中に「制度の下での均衡」が成立している。この均衡は, 以下のように定義できる。

1. 個人事業者の税負担最小化行動

所与の税率構造および給与所得控除の構造の下で, 個人事業者は税負担 τ_b が最小となるような合理的な選択を行う。特にここでは, 個人事業者は専従者給与の金額と専従者の人数を合理的に選択する場合を考える。

2. 政府による税負担の調整行動

政府は, サラリーマンと個人事業者の税負担の格差を最小限にするように, 給与所得控除および税率構造を設定する。

この「制度の下での均衡」において何が生じているのであろうか。個人事業者の場合, 専従者給与を利用して事業所得を分割できるので, 累進構造が非常に緩やかになっている。これに対し政府は, 給与所得控除の金額を大きくし, 個人事業者とサラリーマンの税負担の公平を図る。この結果, 個人事業者とサラリーマンの両方の累進構造は非常に緩やかな構造となっている。

以下でこの点を詳細に検討しよう。いま, サラリーマンと個人事業者の限界税率を考える。サラリーマンの限界税率は (25) 式で示されて

いる。個人事業者の限界税率は, (2) および (8) 式より,

$$(26) \quad \frac{\partial \tau_b}{\partial Y} = T'(Y_b^T)(1-n\gamma) + nT'(W^T)\gamma(1-\alpha')$$

個人事業者は, 税負担を軽減するため, 専従者給与の割合 γ を合理的に選択できるとしよう。このとき, (26) 式より,

$$(27) \quad \frac{\partial}{\partial \gamma} \left(\frac{\partial \tau_b}{\partial Y} \right) = -nT'(Y_b^T) + nT'(W^T)(1-\alpha')$$

を得る。いま, $T'(Y_b^T) > nT'(W^T)(1-\alpha')$ を仮定する。このとき (27) 式は負の値となるので, 個人事業者は γ をできるだけ大きくするインセンティブをもつ。特に, 課税事業所得 T_b^T が大きいと, このインセンティブは一層強い。もし γ に対する制約が無いと, $\gamma = 1$ を選択し, 事業所得をすべて専従者給与にする方が有利となる。このため, いま以下の制約を設けよう。

$$(28) \quad Y - nW - d_b \geq nW$$

この制約式は, 左辺の事業者の「税法上の事業所得」は, 右辺の専従者給与総額よりも大きいことを示している。簡単化のため, 専従者の数は $n = 1$ で青色申告特別控除は無く $d_b = 0$ とおく。このとき, (8) 式より, (28) 式は $0 \leq \gamma \leq 1/2$ となる。従って, 個人事業者は $\gamma = 1/2$ を合理的に選択する。

いま, 具体的な例を設定して, サラリーマンと個人事業者の限界税率を示そう。サラリーマンの場合, 夫, 妻 (専業主婦), および子供 (小学生) が 2 人のケースを考える。所得控除のうち人的控除の金額は, 基礎控除, 配偶者控除, および扶養控除 (2 人分) で, 各控除は 38 万円なので, 152 万円である。生命保険控除は 5 万円とする。社会保険料の金額は, 給与収入が 1,100 万円未満のとき給与収入の 10% (年金と健康保険分など) とし, 1,100 万円から

1,500万円未満のとき給与収入（1,100万円の超過分）の4%（健康保険分のみ）、1,500万円を超えると超えた部分に対してゼロとする。

個人事業者の場合、夫が個人事業者で、妻が事業専従者、子供（小学生）が2人いるとする。このとき所得控除は、人的控除が114万円（基礎控除、扶養控除2人分）、生命保険料控除5万円、社会保険料控除46万円（定額）で、合計で165万円とする。個人事業者は、上述の議論から、 $\tau = 1/2$ を合理的に選択しているとする。

以上の設定で、所得税の税率表である表11と給与所得控除額を示す表6を用いて、サラリーマンと個人事業者の限界税率を示したのが図2である。横軸は、サラリーマンの場合は給与収入、個人事業者の場合は収入から必要経費（専従者給与を含まない）を差し引いた「本来の事業所得」を示している。

この図から、サラリーマンと個人事業者の税負担における「制度の下での均衡」が観察できる。まず、1,400万円以下の部分では、800万円と900万円の部分を除けば、おおよそ限界税率は一致していることは注目に値する。サラリー

マンと個人事業者のほとんどはこの範囲に入るので、現実にはサラリーマンと個人事業者の税負担は等しくなるように調整されていると考えることができる。

しかし同時に注目すべき点は、サラリーマンと個人事業者の限界税率はともに非常に低い水準に留まっていることである。図2は限界税率なので税率が高く思われるかもしれないが、税額を給与収入または「本来の事業所得」で割った平均税率をみると、個人事業者の場合、「本来の事業所得」が1,000万円するとき5.9%、1,500万円で9.6%、2,000万円で12%程度にすぎない。サラリーマンの平均税率も、年収1,000万円で7.2%、1,500万円で11.4%、2,000万円でも15.7%にすぎない。

サラリーマンと個人事業者の税負担が非常に低い水準で均衡している理由は何であろうか。その原因は、個人事業者の限界税率が非常に緩やかであることである。実際、個人事業者の場合、表11の示す所得税の税率（つまり、 $T'(\cdot)$ ）が10%の範囲にとどまるのは、「本来の事業所得」が300万円程度から1,033万円までであり、税率が20%の範囲は、1,033万円超から2,173

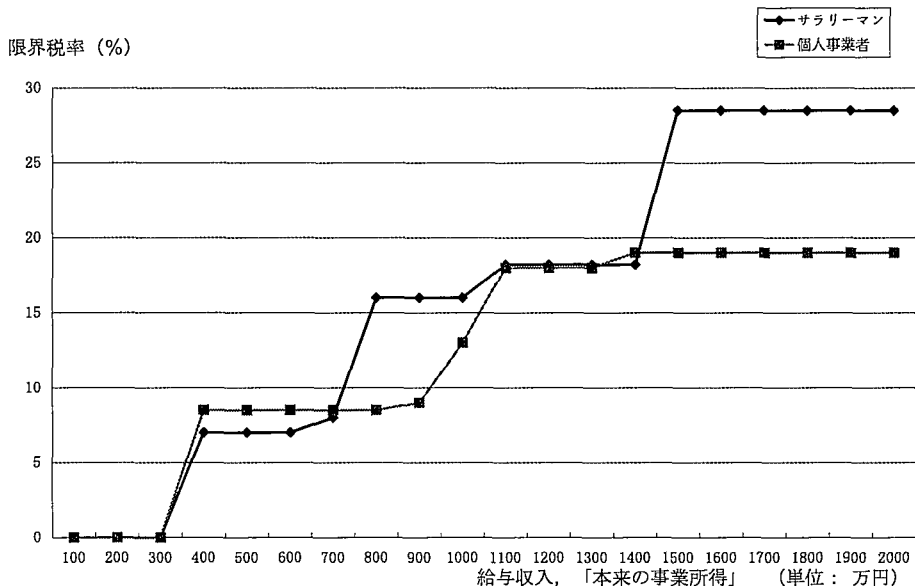


図2 サラリーマンと個人事業者の限界税率の比較

万円までの範囲である。政府は、この緩やかな限界税率にあわせるように給与所得控除の構造(表6)を設定している。この結果、サラリーマンと個人事業者のほとんどがほぼ同一の限界税率に直面している。

以上の「制度の下での均衡」により、所得再分配機能は低下し、所得税の税収調達能力は著しく低い水準になっているのである。

5. 所得再分配機能の弱体化

上記の「制度の下での均衡」以外で、所得再分配機能を低下させる要因を以下で検討する。

5.1 貧困ラインの上昇

わが国の場合、従来、貧困ライン(生活保護基準)の上昇が所得控除を引き上げさせる外生的な要因であった。政策当局にとって、貧困ラインよりも所得税の課税最低限を高く設定する必要がある。貧困ラインの上昇は、必然的に人的控除などの調整を通して、課税最低限の上昇となる。

わが国では、貧困ラインは水準均衡方式によって一般世帯の消費支出の6割程度になるように設定されている。この水準は、諸外国と比較して高い水準である。具体的には、夫婦1人の場合、月額16万円程度である。しかしこれは基準額であり、このほかに住宅費やその他定められた支出(教育費や寒冷地の暖房費など)は別途支給され、医療費は現物支給でタダである。従って、貧困ラインは極めて高いのである。

課税最低限を引き下げる上で、高い貧困ラインが大きな問題となると考えられる。生活保護をもらわず、働いている人とのバランスを考えると、現行の高すぎる貧困ラインをもう少し引き下げる必要があると思われる。

5.2 租税政策

租税政策も所得再分配機能を低下させる1つの原因である。主な租税政策として以下の5つ

を挙げる。

- ① 所得控除を通じた社会保障政策
- ② 資産所得に対する優遇税制
- ③ 山林政策や住宅政策などによる分野別優遇税制
- ④ 恒久的な減税措置(平成11年以降)
- ⑤ 最高税率の引き下げ

特に問題なのは、②、④、および⑤である。まず、④の恒久的減税は、景気対策としての所得税減税と考えられる。しかし、多年度にわたり税収の中立性を前提にした所得税の減税は、家計の消費支出を増加させるとは考えられない。リカードの中立命題から明らかなように、家計が多年度にわたる予算制約に基づいて合理的行動を行う場合、いま所得税減税を行なっても、人々は将来の増税に備えて貯蓄を増加させるため消費支出を増加させない。結局、恒久的減税は家計の消費支出を本質的に増加させず、税収の調達能力の低下を引きおこしているだけである。

⑤の最高税率の引き下げは、高い累進税率は労働者の働くインセンティブを害するとの観点から行われてきた。また、高い累進税率は租税回避を生みやすく、税負担の公平性の観点からも問題があると考えられている。しかし、労働者の勤労意欲と税率との関係は不明確である。勤労意欲は税率だけで決まるわけではないし、両者の関係はそれほど強くないと考えられる。最高税率を現行よりも若干高く設定して、税収の確保を図るとともに、所得税の所得再分配機能を回復する必要がある。

資産所得に対する優遇課税

上記②の問題を論じよう。わが国では、資産所得である利子、配当、およびキャピタル・ゲインは税制上、非常に優遇されてきた。この目的は、貯蓄増強と資本蓄積を通して、経済成長を実現することである。かつての高度経済成長期においては、企業の投資が活発で資金需要が大きかったため、租税政策による貯蓄の増加は

企業の投資に向けられていった。しかし、現在のように企業の投資が停滞している状況の中で、租税政策によって貯蓄を増強しても、貯蓄は必ずしも企業の投資に向かうわけではない。

平成 15 年度からスタートした配当と株式譲渡益に対する課税方法は、「貯蓄から投資へ」との課題に対応し、個人投資家の積極的な市場参加を促すとともに、「税務当局と関わりたくない」として源泉徴収を望む個人投資家の声に配慮して創設したとしている。具体的には、上場株式等の配当や譲渡益について、一律 20% (国税 15%, 地方税 5%) の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み (申告不要) を導入した。特に、平成 15 年から 5 年間はこれらの所得に対し、以下のような優遇措置をとるとしている。

(1) 上場株式等の配当 (個人の大口株主を除く) の場合、平成 15 年 4 月から 12 月末まで所得税 10%, 住民税なしとし、平成 16 年 1 月から平成 20 年度末までは 10% (所得税 7%, 住民税 3%) の優遇税率を採用する。

(2) 上場株式等の株式の場合、平成 15 年 1 月から平成 19 年の年末までの譲渡所得は、所得税 7%, 住民税 3% の優遇税率とする。

このような資産所得に対する優遇税制は、貯蓄を投資に向けるという目的を実現できないと考えられる。新しい制度は、個人の貯蓄を株式に投資させ、株式市場の株価を高めるとともに、株式を発行した企業の投資を促進させることが期待されている。しかし、株価がこのような租税政策により上昇する可能性は低い。さらに、株式を発行した企業は、投資需要が利子に対して非弾力的な現状の下で、投資を増加させるとは考えにくい。

新たな資産所得への優遇税制は、所得再分配機能を一層弱体化させるとともに、税収の調達能力を低下させている。本来、租税政策の有効性をより慎重に検討すべきであり、資産所得に対する著しい優遇税制は縮小・廃止することが望ましい。利子所得は、従来の源泉分離課税を

廃止し、納税者番号を導入して総合課税とするべきである。配当所得も定率の申告分離課税を廃止し、総合課税に一本化すべきである。株式等の譲渡所得は、定率の申告分離課税でよいと思われる。

6. 申告納税と民主化

わが国の申告納税は、本来の申告納税の精神を反映していない。例えば、上述の新たな金融所得の税制においても、「税務当局と関わりたくない」という納税者の声を反映して創設したとしている。しかし、このような考えは申告納税の精神ではない。国民と税務当局と直接に関わりあう形でなければ申告納税とは言えないであろう。源泉徴収の位置付けは、申告納税を前提にしたもので、前払いとしての性格を持つものと考えられる。

本来、納税者は自分の各種所得の金額を算定して認識し、税額を申告することが原則である。社会的な公共サービスの対価として、自らが支払う代金を明確に意識し、それを税務当局に支払う。この支払いについて虚偽がないことを自ら宣言し、署名する。当然、この対価として、自らが受ける権利のある公共サービスを要求することができる。

しかし現在、ほとんどの納税者はただ税金を取られるだけという認識しかもっていない。ほとんどの人は、自分がいくら税金を納めているか知らない。受益と対価の関係が麻痺した関係になっており、受益を要求し、対価を拒否している。この原因は、税務行政が源泉徴収に重きをおき、官として税を徴収する態度が強いためである。

日本の納税制度は、依然として民主的でない。納税者番号の制度を準備し、各納税者がどれだけ国に納税しているのかを認識してもらう必要がある。

参考文献

- 大蔵省主計局編 (1988) 『所得税百年史』。
- 大蔵省財政史室 (編) (1990) 『昭和財政史 6 昭和 27 年～48 年 租税』東洋経済。
- 国税庁企画課編 『税務統計から見た申告所得税の実態』各年版。
- 国税庁企画課編 『税務統計から見た民間給与の実態』各年版。
- 国税庁 『国税庁統計年報書』各年版。
- 小山光一 (2003) 「法人課税の構造」、『経済学研究』(北海道大学), 第 52 巻第 4 号, pp. 1-20.
- 林 栄夫 (1958) 『戦後日本の租税構造』有斐閣。
- 宮島 洋 (1986) 『租税論の展開と日本の税制』日本評論社。
- Shoup Mission (1949), *Report on Japanese Taxation* Vols. 1-4, General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers.
- Internal Revenue Service (IRS) (2002), *Instructions* 1040, U.S.A.
- Internal Revenue Service (IRS) (2002), *Your Federal Income Tax*, Publication 17, U.S.A.

参考資料

アメリカの税率表(2002年)
世帯主 (Head of household) の場合

課税所得の範囲	税率
\$10,000 以下の部分	10%
\$10,000 を超え \$37,450 以下の部分	15%
\$37,450 を超え \$96,700 以下の部分	27%
\$96,700 を超え \$156,600 以下の部分	30%
\$156,600 を超え \$307,050 以下の部分	35%
\$ 307,050 を超える部分	38.6%

日本の所得税の税率表 (昭和25年)

課税所得の範囲	税率
5 万円以下の部分	20%
5 万円を超え 8 万円以下の部分	25%
8 万円を超え 10 万円以下の部分	30%
10 万円を超え 12 万円以下の部分	35%
12 万円を超え 15 万円以下の部分	40%
15 万円を超え 20 万円以下の部分	45%
20 万円を超え 50 万円以下の部分	50%
50 万円を超える部分	55%